

2010
SEPTEMBER

社会保険さが

NO.727

9

長月

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

財団法人 佐賀県社会保険協会
〒840-0816佐賀市駅南本町6-4
佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377
http://www.syahokyo-saga.or.jp/



■伊万里市 鍋島藩窯公園・大川内山

今月の記事

● 日本年金機構

- 平成22年9月分から厚生年金保険の保険料率が改定されます…………… 2
- 従業員の方々へ通知等の励行をお願いします…………… 2
- 雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるの？…………… 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- 出産手当金…………… 4,5

● (財)佐賀県社会保険協会

- 第3期 初心者向け社会保険事務講習会…………… 6
- ウォーキングマップ(伊万里市:秘窯の里大川内山 窯元めぐりコース)…………… 7

- 年金相談窓口開設等のご案内…………… 8
- 適用関係届書の添付書類について…………… 8
- 賞与支払届の提出をお忘れなく!!…………… 8

● 社会保険料は納期内に納付しましょう。 職場内で回覧しましょう。

事業主の皆様へ

平成22年9月分から 厚生年金保険の保険料率が 改定されます。



平成16年の法律改正により、厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで、毎年、改定されることになっています。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は「平成22年9月分(同年10月納付分)から平成23年8月分(同年9月納付分)まで」の保険料を計算する際の基礎となります。

このたびの保険料率の改定につきましては、被保険者の皆様にもお知らせいただきますようよろしくお願い申し上げます。

現 行

- 一般の被保険者の方…………… 15.704%
- 日本たばこ産業株式会社の被保険者の方… 15.704%
- 旅客鉄道会社等の被保険者の方…………… 15.704%
- 農林漁業団体の事業所の被保険者の方…… 15.704%



現 行

- 坑内員・船員の被保険者の方
…………… 16.448%



厚生年金基金加入員の厚生年金保険の保険料率

厚生年金基金に加入する方の厚生年金保険の保険料率は、上記の一般の被保険者又は坑内員・船員の被保険者の区分に応じた保険料率から、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となり、次の範囲内で基金ごとに定められています。

- 厚生年金基金に加入する一般の被保険者の方…………… 11.058%～13.658%
- 厚生年金基金に加入する坑内員・船員の被保険者の方…………… 11.696%～14.296%

※免除保険料率及び厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆従業員の方々へ通知等の励行をお願いします。

年金事務所から従業員の方の社会保険の被保険者資格の取得日・喪失日、標準報酬月額、標準賞与額の決定等について通知された場合は、法律によりその内容について従業員の方に通知をしなければならないこととなっております。

また、従業員採用時に年金加入状況の確認のための年金手帳(厚生年金基金加入員証も含む。)の提出及び確認終了後の確実な返付の徹底をお願いします。

雇用保険の失業給付と年金は同時に受けられるの？



答え



65歳未満の方が受給されている「特別支給の老齢厚生年金」と雇用保険の失業給付は、同時には受けられません。

●雇用保険の失業給付(基本手当)との調整

ハローワークで求職申込みを行った日の属する月の翌月から失業給付の受給期間が経過した日の属する月(または所定給付日数を受け終わった日の属する月)まで「特別支給の老齢厚生年金」が全額支給停止されます。

※「特別支給の老齢厚生年金」を受給されている方が、求職申込みを行った場合は、必ず年金事務所へ年金の支給停止届を提出していただく必要があります。

※求職申込みを行った後で、基本手当を受けていない月がある場合、その月分についての年金はすぐに支給されず、3ヶ月程度後の支給となります。また、基本手当の受給期間経過後、年金の支払開始は3ヶ月程度後となります。

●Aさんの(例)

ご注意ください!!



失業給付
日額
5千円

年金
日額
6千円

左図のように、年金の方が高額であった場合でも、求職申込みを行っている場合は、年金の支給停止届の提出が必要です。

年金の受給を希望される場合は、求職申込みは行わないでください。

●支給停止の基本的な仕組み(失業給付を受けられた場合のイメージ)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
失業給付	求職 申込 ▼	基本手当受給					受給期間経過						
年金給付	支給	年金は全額支給停止						支給					
年金の支払月			4月分						10月、 11月分		12月、 1月分		

●雇用保険の高年齢雇用継続給付との調整

厚生年金に加入中の方で、「特別支給の老齢厚生年金」を受給中の方が雇用保険の高年齢雇用継続給付(高年齢雇用継続基本給付金・高年齢再就職給付金)を受けられるときは、在職による年金の支給停止に加えて年金の一部が支給停止されます。

高年齢雇用継続給付により支給停止される年金額は、最高で賃金(標準報酬月額)の6%に当たる額です。

※「特別支給の老齢厚生年金」を受給されている方が、高年齢雇用継続給付を受けられる場合は、必ず年金事務所へ年金の支給停止届を提出していただく必要があります。

出 産 手 当 金



被保険者が、産前産後期間中に仕事を休んだ場合、申請により出産手当金を受給することができます。



受給条件

すべての条件を満たすときに受給できます。

- 出産のために産前産後期間中休んでいる
- 給与の支給がない(給与が一部支給されている場合は、出産手当金支給額と調整されます)



支給額

標準報酬日額の3分の2 × 休んだ日数

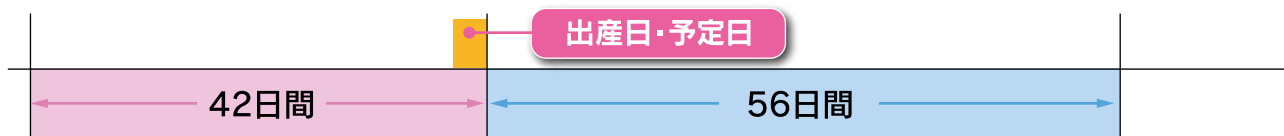
- 標準報酬日額は、標準報酬月額を30日で割った額です。



支給期間

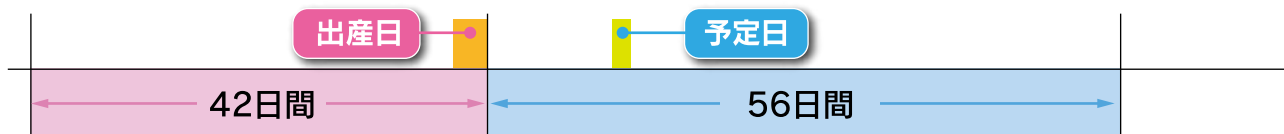
① 出産日が予定日と同日だった場合

出産日以前42日(多胎の場合は98日)から、出産日翌日以後56日までの期間。



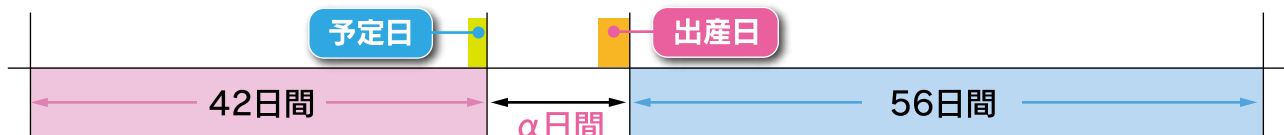
② 出産日が予定日より早かった場合

出産日以前42日(多胎の場合は98日)から、出産日翌日以後56日までの期間。



③ 出産日が予定日より遅かった場合

予定日以前42日前(多胎の場合は98日)から、出産日翌日以後56日までの期間。



※出産が遅れた場合は、遅れた日数分支給期間が増えます。42日(産前) + α日(予定日より遅れた日数) + 56日(産後)

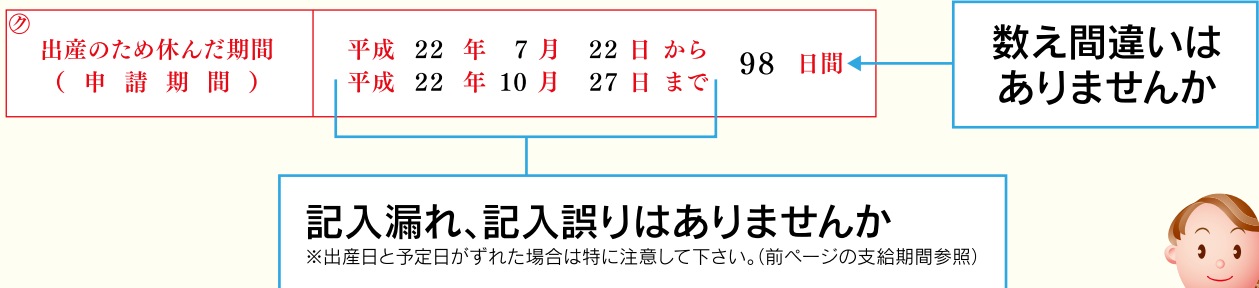
申請書名	健康保険出産手当金支給申請書
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> ●初回 申請期間と、その前1ヶ月分の賃金台帳(写)・出勤簿(写) ●2回目以降 給与の支給があるときのみ賃金台帳(写)・出勤簿(写)
提出期限	労務に就かなかつた日ごとにその翌日から2年以内
申請者	被保険者

申請するときの注意

以下は不備が多い個所です、提出前にご確認をお願いします。



「出産のために休んだ期間(申請期間)」の不備



賃金台帳・出勤簿(タイムカード)の写しの添付漏れ

賃金台帳・出勤簿は、申請期間とその前1ヵ月分が必要です。

例:申請期間が7/22~10/27で、給与の締日が末日の場合。

→申請期間を含む給与計算期間分(7/1~10/31)と、その前1ヵ月分(6/1~6/30)を添付して下さい。

保険料の納付について

産前産後期間中は、休業されていても通常どおり健康保険・厚生年金保険料の納付が必要です。

ただし産後期間終了後に育児休業を取得される場合は「育児休業取得者申出書」を年金事務所に提出されることで、両保険料の納付が被保険者負担分・事務所負担分ともに免除されます。詳細は年金事務所にお問い合わせ下さい。



協会けんぽ佐賀支部

〒840-8560 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル2階

TEL 0952-27-0611

佐賀全国健康保険協会

検索



(財)佐賀県社会保険協会

平成22年度
第3期

初心者向け社会保険事務講習会

初心者及び社会保険事務経験1～2年の担当者を対象として、健康保険と年金の制度のしくみや給付実務・事務手続き等についての講習会を開催いたします。

地区	日時	会場
鳥栖会場	平成22年10月13日(水)	鳥栖市中央公民館 鳥栖市宿町807-17
唐津会場	平成22年10月14日(木)	唐津市民会館 唐津市西城内6-33
メ切 佐賀会場	平成22年10月19日(火)	アバンセ 佐賀市天神3-2-11
武雄会場	平成22年10月20日(水)	武雄市文化会館 武雄市武雄町武雄5538-1

●実施時間/各会場共通: 13:30受付 13:50開始 16:00終了

募集定員

各会場とも30名(定員になり次第締め切ります)

※1事業所2名までの参加をお願いします。

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務新任者及び社会保険事務経験1～2年の方

講師

社会保険労務士

参加費

会員事業所は無料(平成22年度会費未納事業所は資料代等として500円)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、郵送またはFAXにてお申し込み下さい。

お申込み お問合せ

財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

次回～第4期●県内4会場にて平成23年1月開催予定

主催/財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県健康保険委員・年金委員会

〈キトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

会員番号				☎おわかりになる範囲で結構です。
参加希望会場・日時	(鳥栖 ・ 武雄 ・ 唐津)	会場/平成	年 月 日()	
参加者氏名(2名まで)				
事業所名				
事業所所在地	〒			
	電話番号 ()			

※申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

No.5 佐賀県 ウォーキングマップ

秘窯の里大川内山 窯元めぐりコース

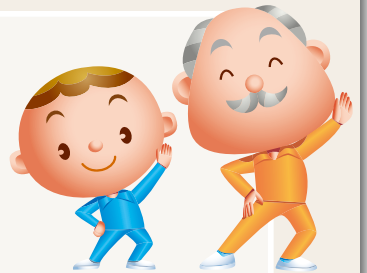
起点の所在地 ● 伊万里市大川内町大川内山



コースの距離と時間 (総距離・時間: 3.5km・43分)

⑤ 鍋島焼会館 $\xrightarrow[2分]{0.1km}$ ① 藩窯公園入口(北) $\xrightarrow[2分]{0.1km}$ ② 大壁面 $\xrightarrow[2分]{0.1km}$ ③ トンバイ橋
 $\xrightarrow[23分]{2km}$ ④ 大川内山キャンプ場入口 $\xrightarrow[9分]{0.8km}$ ⑥ 藩窯公園入口(南) $\xrightarrow[5分]{0.4km}$

三方を山に囲まれた秘境ムードあふれる大川内山は別名「秘窯の里」として親しまれています。山水画の中にたたずんでいるかのようなすばらしい景観です。



●年金相談窓口開設等のご案内

平成22年10月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7 鳥栖市役所 (予約)	8 伊万里市役所 (予約)	9 休日相談日
10	11	12 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談	13 有田町役場 東庁舎 (予約)	14 鳥栖市役所 (予約)	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21 鳥栖市役所 (予約)	22 伊万里市役所 (予約)	23
24/31	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27 佐賀県陶磁器 工業協同組合 (予約)	28 鳥栖市役所 (予約)	29 伊万里市役所 (予約)	30

《出張相談(予約制) 相談時間10:00~15:00》	
出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114
《県内年金事務所における相談時間》	
平日	8:30~17:15
毎週月曜日	8:30~19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30~16:00

※予約相談も受付けておりますので、各年金事務所へお申し込みください。
 ●佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
 ●唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
 ●武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

● 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
 「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。
 相談時間 10:00~15:00

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611



適用関係届書の添付書類について



次の場合は、添付書類が必要です。

●資格取得届(訂正届を含む)

届出が60日以上遅延した場合は、事実確認のため、「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

●資格喪失届(訂正届を含む)

届出日から60日以上遡及した場合は、事実確認のため、「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

●月額変更届(訂正届を含む)

改定月の初日から60日以上遅延した届出の場合および標準報酬月額を5等級以上引き下げる届出の場合は、事実確認のため、固定的賃金の変動のあった月の前月以降4か月分の「出勤簿のコピー」・「賃金台帳のコピー」

※上記の場合で被保険者が法人事業所の役員の場合には、「株主総会または取締役会の議事録等」のコピーを添付してください。

賞与支払届の提出をお忘れなく!!

賞与に係る保険料も、将来の年金に反映されます

- 賞与(ボーナス)を支給した場合は、5日以内の提出をお願いします。
- 「賞与支払届」・(紙様式またはフロッピーディスク)に「賞与支払届総括表」を添付のうえ、提出してください。
- 賞与支払予定月に支給がなかった場合は、「賞与支払届総括表」の「不支給 1」に○印をつけて提出してください。

社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成22年9月分保険料の納付期限は平成22年11月1日(月)です。

ご注意ください!!

※平成22年9月分の社会保険料計算に係る届書は10月5日(火)までに到着するようお届けください。
 その後に到着した場合は平成22年9月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。